

軽井沢ブランド認定規則

(認定申請)

第1条 軽井沢ブランドの認定（以下「認定」という）を受けようとする事業者は(商工会員又は商工会員になる事業者に限る)は、軽井沢ブランド認定申請書（様式1号）並びに別紙 申請商品概要提出資料を添えて、商工会に締め切り期日までに提出する。

2 申請書等、提出後に商工会長が調査をし、適切な申請者と認められた事業者に対して、後日、軽井沢ブランド認定申請をした商品・製品・その他（以下「商品」という）の提出を認めるものとする。尚、適切でないと認められた事業者に対しては、その旨を商工会事務局より通知する。

(認定の審査及び決定)

第2条 前条の規定により、商品の提出を認められた事業者は、商工会の定めた提出締切日までに完成品若しくは販売できる状態の商品を提出し、審査委員会の審査を受けなければならない。

2 審査委員会は、前条の申請内容を審査し、認定基準の適合の有無を商工会長に報告するものとする。

3 商工会長は、前条の申請内容が認定基準に適合すると認めるときは、認定を決定し、当該申請者に対して軽井沢ブランド認定証(様式第2号)を交付するものとする。

4 商工会長は、前条の申請内容が認定基準に適合しないと判断するときには、その理由を付して、認定しない旨を当該申請者に対して通知するものとする。

(認定に伴う商工会の支援措置)

第3条 前条の規定により認定を受けた商品(以下「認定品」という。)を販売する事業者(以下「認定事業者」という。)は、別に定める軽井沢ブランド認定マークシール(以下「認定マークシール」という。)を当該認定品の包装等に表示（貼付）しなければならない。

2 認定マークシールは、認定品以外に表示（貼付）してはならないものとする。

3 認定マークシールは商工会長が制作し、認定事業者に配布する。商工会長は認定マークシールを管理簿（別様式1）により管理するものとする。但し、認定事業者の認定マーク使用申請書（別紙1）に基づき商工会長が認めた場合は、認定事業者は独自に認定マークを表示することができる。

4 認定マークシールを認定品に貼れない場合は、当該商品が認定品であることを明示するため、認定マークを表示するものとする。

5 商工会長は、認定品の販売を促進するため、認定品の情報等を積極的に周知するものとする。

6 商工会長は、認定事業者の認定商品の販売活動を支援し、販売店等の開拓をするものとする。

(認定の有効期間)

第4条 認定の有効期間は、認定を決定した日から2年間とする。尚、認定更新は第7条を準用する。

(認定事業者の責務等)

第 5 条 認定事業者は、商工会長の指示その他この規則に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意するものとする。

- (1) 認定品について、消費者、流通関係者に対し積極的な情報の発信に努める
- (2) 認定品の計画的な生産・販売に努めること。
- (3) 認定品の円滑な流通体制の整備に努めること。

2 認定事業者は、商工会長がこの規則の実施のために必要な報告を求め、又は現地調査を行うときは、これに協力するものとする。

3 認定品の流通又は販売の過程において、品質等に関する事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生した場合は、当該認定事業者がその責任を負うものとする。なお、認定事業者は、事故等の解決を図るため、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

4 認定事業者は、事故等の内容及び解決のために講じた措置について、遅滞なく商工会長に報告するものとする。

5 商工会長が認定品の事故等を知ったときは、認定事業者に対し速やかにその内容を通知するものとする。認定事業者はこれに誠意をもって対応し、その状況を報告しなければならない。

6 商工会長は事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとする。

7 前項の公表により、認定事業者及びその関係取引先において経済的な損害その他不測の事態が発生した場合でも、商工会は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(認定内容の変更)

第 6 条 認定事業者は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに軽井沢ブランド認定内容変更・販売中止届出書(様式第 3 号)により商工会長に届け出なければならない。

- (1) 認定基準に基づき提出した申請書類の内容に著しい変更が生じたとき
- (2) 認定品の販売を中止し、再開の見込みがないとき

2 認定内容の変更により必要とされる審査については、第 2 条の規定を準用する。

(認定の更新)

第 7 条 認定事業者は、認定の有効期間終了後、引き続き認定を受けようとするときは、認定期間の更新をすることができるものとする。

2 前項の規定により認定期間の更新を申請する認定事業者は、その認定の有効期間の満了する 3 ヶ月前までに、軽井沢ブランド認定更新申請書(様式第 4 号)を商工会長に提出するものとする。

3 第 1 項の規定により更新される認定の有効期間は、認定の満了する日の翌日から 2 年間とする。

4 認定の更新の審査及び決定については、第 2 条の規定を準用する。

(実績報告)

第 8 条 認定事業者は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間の認定品の生産・販売・売上状況について翌年の 4 月末までに報告書（別様式 2）により商工会長に報告しなければならない。

なお、認定日により商工会長は実績報告期間を変更できるものとする。

(手数料)

第 9 条 認定申請者又は認定事業者は、別紙 2 に基づき手数料を商工会に納めなければならない。又、商工会長の指定する期日までに現金納入又は商工会の指定口座に振り込むものとする。

なお、金融機関が徴収する振込手数料は認定事業者の負担とする。

(認定後の調査及び改善の指示)

第 10 条 商工会長は、必要があると認められるときは、認定事業者に対して認定内容に係る報告を求め、又は販売施設等へ立ち入り及び認定に係る書類その他の状況を調査するものとする。

2 商工会長は、第 5 条から第 8 条までの報告又は届出があった場合において、改善の必要があると認められるときは、必要な指示を行うものとする。

(認定の取消)

第 11 条 商工会長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の取消しの申請があったとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 第 6 条に規定する手続きを経ずに、認定の内容が変更されたとき
- (4) 認定品の販売を中止したとき
- (5) 前条第 2 項に基づく指示に故意に従わないとき
- (6) その他軽井沢ブランド認定制度の運用に重大な支障を来す行為、又は認定品の信用を著しく損なう行為があったとき

2 前項の規定により認定が取り消された場合、認定を取り消された者は、当該認定品について認定マークの表示を中止し、その結果を商工会長に報告するものとする。

3 商工会長は、第 1 項の規定により認定を取り消した場合、再度の認定申請を受け付けないことができる。

4 第 1 項第 1 号の規定に基づく申請は、軽井沢ブランド認定取消申請書(様式第 5 号)により行うものとする。

(補則)

第 12 条 この基準・規則に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は地域資源活用運営委員会が別に定める。

(退会の防止)

第 13 条 認定事業者が、退会希望の書面を提出した場合、下記の事由による時は、委員会会議に諮り退会を防止する事が出来る

- (1) 廃業若しくは特別な自由により、明らかに継続不可の場合を除くとき
- (2) (1)以外で、退会事由の中で、委員会の働きにより退会防止の可能性のある場合

附 則

この基準・規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準・規則は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この基準・規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準・規則は、平成 27 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この基準・規則は、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この基準・規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準・規則は、令和 7 年 10 月 9 日から施行する。

軽井沢ブランド認定規則第 7 条「認定の更新の審査及び決定について」 の申し合せ事項

[平成 27 年 1 月 29 日第 3 回軽井沢ブランド認定審査委員会承認]

- ・運用上、商工会長が認定の更新にあたり、その更新申請商品に瑕疵が認められないと判断した場合は、軽井沢ブランド認定規則第 2 条に係わらず地域資源活用運営委員会に認定の更新の審査及び決定について一任することができる。

軽井沢ブランド認定事業手数料

軽井沢ブランド認定事業における事務手数料は、次のとおりとする。

(1) 申請手数料

新規 1 件目	5, 0 0 0 円 (現地調査費用を含む)
新規 2 件目以降 1 件当たり	1, 0 0 0 円 (現地調査費用を含む)
継続 1 件目	3, 0 0 0 円 (現地調査費用を含む)
継続 2 件目以降 1 件当たり	1, 0 0 0 円 (現地調査費用を含む)

(2) 認定マーク年間使用料

新規 1 件目	1 0, 0 0 0 円
新規 2 件目以降 1 件当たり	5, 0 0 0 円
継続 1 件目	5, 0 0 0 円
継続 2 件目以降 1 件当たり	3, 0 0 0 円

(3) 認定マークシールの販売価格 (申し込みは 1 0 0 枚単位)

S 版	-----	単価一別途定める。
M 版	-----	単価一別途定める。